

J C 明豊会会則

(名称)

第1条 この会はJ C 明豊会と称する

(目的)

第2条 この会は会員相互の親睦と交流を図り、青年会議所運動の理解を広め、これの健全な発展のため努めることを目的とする。

(会員)

第3条 この会は公益社団法人前橋青年会議所特別会員(以下終身特別会員も含む)の中から希望する者を以て会員とする。ただし、いずれかの青年会議所会員であった者でこの会に入会を希望する者は、本部会の承認を経て会員となることができる。

(入会)

第4条 この会は本人が入会の意志を明らかにして、その年度の会費を納めたときに会員となる。

(退会)

第5条 この会は本人が意思を明らかにした年度末に資格が消滅する。

(役員)

第6条 この会の役員及びその数は次の通りに定める。

幹 事 年度頭初の会員総数の1/2以内

直前代表幹事 1名

監 査 2名または3名以内

1. 幹事の中から次の役員を選ぶ

代表幹事 1名

副代表幹事 3名以内

事務局長 1名

会計幹事 4名以内

書記幹事 2名以内

常任幹事 15名から30名以内

2. 役員任期は会計年度を基準として2年とし、再任を妨げない。

(事務局長の任期は1年)

3. 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(会議)

第7条 この会は会議の種類、召集者及び議長を次のとおり定める。

総 会 総会は代表幹事が召集してその議長となる。

幹 事 会 幹事会は代表幹事が召集してその議長となる。

常任幹事会 常任幹事会(監査・本部役員・常任幹事で構成)は代表幹事が召集してその議長となる。

本 部 会 本部会（正副代表幹事・事務局長・会計幹事・書記幹事・直前代表幹事で構成）は代表幹事が召集してその議長となる。

（行事・会合及び部会）

第 8 条 この会は会の目的を遂行するために必要な行事・会合を随時開き、または部会を設けて活動することができる。

1. 定期的に関く行事・会合及び部会は、総会において定める。
2. 随時的に関く行事・会合及び部会は、その都度本部会において定めることができる。
3. この会は目的に沿うため、公益社団法人前橋青年会議所と共同して、行事又は会合を開催することができる。

（会計年度）

第 9 条 この会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 1 2 月 3 1 日に終わる。

（会費）

第 1 0 条 この会を維持し、目的を達成するために必要な経費を会費として徴収する。

1. 会費の種類・額・徴収方法及びその時期は次の通り定める。

会 費 年額 1 会員 1 2, 0 0 0 円を年度始めに全納

ただし、1 月 1 日現在 8 0 歳以上の会員については、年額 6, 0 0 0 円とする。

臨時会費 必要のある都度随時

（管理及び事務局）

第 1 1 条 この会の業務管理は、公益社団法人前橋青年会議所がこの会の委託を受けて、同青年会議所の事務局を使用して行う。

（会則の改廃）

第 1 2 条 この会の会則の改廃は総会において行う。

（附則）

第 1 3 条 この会則に定めていない事項及び次に掲げる事項については、他の一般的法令・規則・会則及び手続き等に準じて幹事会がその都度定めて行う。

1. 入退会の手続き
2. 役員を選任及び解任の方法
3. 役員の職務及びその分担
4. 会議に対する議事提案の時期
5. 会議招集の時期及び方法
6. 会議の議決方法及び議事録
7. その他必要な事項

J C明豊会慶弔規定

第1条 会員に対する慶弔金の贈呈については、この規定によるものとする。

第2条 会員の慶事(叙勲・褒賞・結婚その他)に対しての幹事会の承認を得て金銭又は記念品の贈呈を行う。

第3条 会員又はその近親者が死亡したときは次に定めるところに従い贈呈する。

1. 本人死亡 10,000円及び生花、弔電
2. 配偶者・父母・子死亡 生花及び弔電

第4条 会員が負傷又は病気により3ヶ月以上の休養加療を要するとき、又は、著しい災禍に遭ったときは、常任幹事会の議を経て10,000円以内の見舞金を贈呈する。

第5条 前各条に準じ緊急を要する場合は、正副代表幹事において処理できる。

第6条 この規定により贈呈を受けた者は、返戻をしないものとする。

付 則 この規定は昭和53年2月8日より施行する。
この規定は昭和57年12月1日より改正施行する。
この規定は平成12年12月22日より改正施行する。
この規定は平成30年2月20日より改正施行する。
この規定は令和 2年2月19日より改正施行する。